

研究ノート

国民法官制度の実施状況に関する
中華民国（台湾）司法院からの聞き取り調査報告

藤田政博

Implementation status of the National Lay Judge System: An inter-
view survey report from the Judicial Yuan of the Republic
of China (Taiwan)

Masahiro FUJITA

Abstract

Since January 2023, Taiwan has initiated the “National Lay Judge System,” inspired by Japan’s saiban-in system. This system allows direct citizen participation in criminal trials, with “National Lay Judges” serving a role similar to that of saiban-in in Japan. This paper investigates the implementation of the Taiwanese system, focusing on its operation within the Judicial Yuan of the Republic of China over the first nine months. Specifically, it examines the types of cases adjudicated under this system, procedural issues encountered, and the effectiveness of national lay judges in asking pertinent questions during trials. It also examines various metrics such as recusal and exemption rates, trial durations, frequency of breaks, media coverage, and the integration of psychological insights related to the introduction and operation of the system. Responses from Judicial Yuan officials provide a sincere overview of the system’s early implementation phase, offering insights that could be beneficial to Japan, which has previously implemented a similar system.

Keywords: The National Lay Judge System, implementation situation, Judicial Yuan, interview

抄 録

2023年1月から、台湾では「国民法官制度」が始まった。これは、日本の裁判員制度に範をとった、刑事裁判に対する直接的な市民参加制度である。「国民法官」とは、日本語では「国民裁判官」という意味になる。本稿は、国民法官制度の実施において中心的役割を果たす、中華民国の司法院に対して、制度開始から9ヶ月間の実施状況について聞き取りを行った。具体的には、国民法官制度でどのような事件が裁かれたのか、訴訟指揮上の問題はあったのか、国民法官が公判中に適切な質問ができたか、辞退率・免除率、審理時間、休憩の頻度、マスコミ報道、国民法官制度導入や実施に関連する心理学的知見の導入などである。これらの質問に司法院の職員の方は真摯に答えてくださり、国民法官制度の初期の実施状況について知ることができた。制度導入や実施の課程においてはすでに先行して裁判員制度を実施している日本にとっても参考になるところがある。

キーワード：国民法官制度、実施状況、司法院、インタビュー

はじめに

中華民国（以下、本稿では「台湾」という）では、2023年1月から国民法官制度による裁判がスタートした。法官とは中国語で裁判官のことであり、国民法官制度とは日本語では「国民裁判官制度」という意味になる。国民法官制度は、日本の裁判員制度に範をとった、台湾における市民の司法参加制度である。この制度における市民参加者のことを台湾では「国民法官」と呼ぶ。

国民法官制度は日本ではまだまだあまり広くは知られていないが、著者は2023年9月に、国立台湾大学の趙儀珊副教授と共に台湾の司法院の関係者にインタビューを行い、1月から9月までの実施状況や運用上の課題について聞き取りを行った。

本稿は、インタビューの概要を紹介して台湾における国民法官制度の実施の現象を報告することで、日本での裁判員制度の運用及び研究の参考に供することを目的とする。本稿の内容は、司法院の職員の方へのインタビューと、そのインタビューをセッティングしてくれた、国立台湾大学の趙副教授から伺った話を著者がまとめたものである。内容は正確を期すように心がけたが、間違い等を含めて文責は全て著者にある。なお、本研究のインタビューの実施に際しては、旅費等に関して公益財団法人日本台湾交流協会の研究助成を受けた。

台湾の政府は国民法官制度の開始前に欧米およびアジア各国の司法への市民参加制度を入念に研究した。その上で文化的に近い日本で実施され、安定して運営されている裁判員制度と同様の制度を導入することが、台湾の一般市民にとっても司法制度にとってもよいという判断が行われ、裁判員制度を参考にした国民法官制度が導入されることになった。

台湾の国民法官制度は、2009年5月の日本での裁判員裁判開始から14年後に開始され、制度実施の実績はこのインタビューを行った時点で1年に満たなかったが、すでに日本よりも進んでいる点も存在した。というのは、台湾の政府が国民法官制度にかかわる法律および施行細則を制定するに当たっては、法心理学者の参画を仰ぎ、最新および古典的な心理学の知見を反映させて条文、施行細則およびその注意書きを完成させたからである。司法院自らが積極的に心理学者の関与を求め、心理学者もそれに協力したために、より深い形で司法と心理学の協働が行われた結果、人間の行動原理から見てより合理的な制度運営ができる体制が整っている。

近年、日本でも検察庁が隣接諸科学の知見を取り入れることを方針として明確に掲げている。また、司法面接が重要な証拠として認められる刑事訴訟法改正によって、検察や警

察だけでなく裁判所も心理学者の関与を積極的に志向するようになった。しかし、制度の設計や法の制定時、あるいは裁判所が規則制定権を持つ規則の制定時から、人間行動についての科学である心理学を研究する研究者から心理学の知見を積極的に学び、条文や注釈に積極的に入れる例はあまりない。このような点から、国民法官制度の概要と実施状況について知ることは、日本の法曹関係者及び他の読者にとっても大いに学ぶところがあると考えられる。

司法院について

インタビューの内容を紹介するに先立って、台湾の政府における司法院とは何かについて簡単に解説しておきたい。以下の司法院についての説明は、司法院が発行した説明文書（司法院，2021）の情報に依拠している。司法院（しほういん/Judicial Yuan）とは、台湾の政府権力を担う五院のひとつである。台湾における中央政府には、総統・副総統直下に行政院、立法院、司法院、考試院（日本の人事院に相当）、監察院の5つの院が置かれている。これらの院は1947年に公布された中華民国憲法に基づいて設置された。

司法院は法律等の解釈権、裁判等を行う審判権、裁判官・検察官の懲戒権、および司法行政を統括する機関である。歴史的には司法行政権は行政院と司法院のいずれにおかれるかについて変遷があった（吉見，2014）が、現在は司法院に置かれている。司法院には15人の大法官が置かれ、憲法、法律、命令を解釈する権限を有する。大法官のうち1名が院長、もう1名が副院長である。

台湾では、各裁判所は最高裁判所を含めて司法院の管轄下にある。また、裁判所には、通常の裁判所と行政裁判所の二系統がある。以上のような事情から、司法院の下に最高裁判所と最高行政裁判所があり、組織図上はそれと並列する形で懲戒裁判所、台湾高等裁判所、台北高等行政裁判所、台中高等行政裁判所、高雄高等行政裁判所、知財及び商業裁判所が置かれているほか、裁判官の教育機関として裁判官学院が置かれている。台湾高等裁判所の下には各地方裁判所がおかれている。各地方裁判所は、通常の裁判と行政裁判の双方を受け付ける。なお、金門県と連江県におかれた各地方裁判所については、司法院直下の福建高等裁判所金門支部の下にある。

日本では、法務省が裁判・検察に関連する行政を司るものの、司法行政の重要な役割を担う部局として最高裁判所事務総局が存在する。また、組織というよりも会議体であるが、裁判官会も司法行政において重要な役割を担う。このように、日本では最高裁判所

が司法行政において重要な役割を担う。また、裁判官に対する懲戒は、裁判官弾劾裁判所で行われる。裁判官弾劾裁判所では、国会議員の中から選ばれた裁判員¹⁾が裁判体を構成し判断を下す制度になっており、より民主的統制の強い制度であると言える。

台湾の司法院の職員のうち主要な職務を担う職員は裁判官であり、裁判官は各地の裁判所での勤務と司法院での勤務を人事ローテーションの中で経験する。司法院への人事異動を命じられる裁判官は裁判官の中でも特に有能とされる人であり、1回について2年～3年程度、司法院での業務に当たる。その後は各地の裁判所に戻って再び裁判官としての職務を担うが、人によっては複数回、司法院での職務を担当する人もいるということであった。

また、司法院では近年戦略的に他国との連携を進めているとのことであり、裁判官を英語圏や日本に留学のために派遣している。台湾に戻った後は、英語や日本語が堪能な職員は他国との連携において重要な役割を担う。そのため、司法行政の中そのものにおいても重要な地位を占めることが多くなるという。

台湾の司法院では、その概要を説明する小冊子を作成している。その小冊子は外国語版も作成されており、著者は日本語版を頂いて帰ってきた。どの言語版の小冊子を作成するかを決定するかの方針については、台湾が重要な提携相手として考えるかどうか重要なポイントとなるということであった。

国民法官制度について

インタビューの始めに、副所長より国民法官制度の概要、国民法官制度の導入による刑事訴訟法の改正について、資料を提示しながらの説明があった。なお、原資料は中国語で記載されており副所長は中国語で説明され、それを日本語に堪能な裁判官が日本語に訳したださったものを聞き取った。

国民法官制度の概要について

国民法官制度では、市民参加者である国民法官は一裁判体について6名、裁判官は3名である（国民法官法3条1項²⁾）。予備として1人から4人の予備国民法官が選出される（同10条1項）。国民法官になれるのは満23歳以上の市民である（同12条1項）。裁判体の

1) なお、この「裁判員」の語は、日本国憲法制定当時から裁判官弾劾裁判所の裁判を担当する国会議員を意味する語として使用されている。したがって、2000年の司法制度改革審議会の議論で初めて提案された、裁判員制度における裁判員という語とは、言葉は同じであるが言葉が指し示す対象は別物である。

2) 日本語で国民法官法を紹介する資料として、胡（2023）を参照した。

意思決定は原則として多数決で行われる（同83条）。ただし、裁判官と国民法官からそれぞれ1名以上の賛成が必要である。また、有罪の決定や、量刑における死刑の決定時には9人中6人以上の賛成が必要である（同83条1項3項）。裁判体は有罪か無罪かのほか、有罪とされた場合には量刑も決定する。

国民法官制度の対象事件は国民法官法5条1項で規定されている。対象事件は短期10年以上の懲役刑を法定刑に含む犯罪であり、殺人などが含まれる。ただし、国民法官制度は2段階で実施され、2023年1月から2025年12月までは実施の第一段階である。この期間、国民法官制度対象事件は故意の殺人等により人を死に至らしめた犯罪等にかぎられる。そして第二段階として、2026年1月からは短期10年以上の懲役を含む犯罪が対象となり、横領や贈賄などを含む犯罪に対象が広がることになっている。

国民法官制度の導入による刑事訴訟法の改正等について

国民法官制度の導入により、台湾は国民法官制度対象事件に関して、起訴状一本主義など日本の制度に近い刑事訴訟手続を導入した。また、国民法官制度の導入に先立って、公判前整理手続も導入された。国民法官制度による審理対象事件は同時に公判前整理手続の対象事件ともなる。これによって、国民法官制度対象事件では、国民法官にとっても、公判の場で目で見て耳で聞いて分かる審理が実現される。そのような審理を実現するために、法曹三者は、国民法官制度導入前より、証拠整理や迅速な審理を可能にする審理計画の策定に取り組んできた。公判前整理手続によって公判前にどの証拠をどの程度取調べるかが決定される。

それ以外の事件については、従来通り職権主義的な審理が行われている。すなわち、検察官は一件記録を全て事前に裁判官に送り、それに基づいて裁判官が訴訟指揮をするのが通常である。なお、予審制度はない。どの証拠を取調べるかなどについても裁判官が決定し取調べが行われる。

台湾では刑事訴訟において、私人による起訴（自訴）と、検察官による起訴（公訴）がある。自訴の場合、自訴代理人がつく。検察官には起訴裁量が一定程度ある。たとえば、被害者と加害者が和解している場合は不起訴あるいは起訴猶予にすることもある。

国民法官制度対象事件ではもっぱら公訴によって行われる。

国民法官制度実施の状況

2023年9月11日までに国民法官制度対象事件として起訴されたのは62件である。この件数は予想より少なかった。裁判官裁判時代における類似事件の起訴件数から、事前この期間に国民法官制度対象事件として起訴が予測されていた事件数は300件であった。

予想よりも実際に起訴された件数が少なかった原因としては、現時点での推測ではあるが、検察官が2022年12月31日までに該当する事件を起訴したことや、起訴後の打ち合わせにより犯罪類型の変更があったあるいは和解したということが考えられる。

2023年9月1日現在判決まで行ったのは7件である。これらは全て自白事件である。7件の審理にかかった時間の平均を見ると、公判開始から結審までは78.83日。選任手続きには179.17分かかった。平均審理日数は2.5日であった。裁判所が事件を受理してから判決までは平均125.83日かかった。第1回公判期日から判決言渡までは4.83日かかった。

国民法官制度の対象事件の除外について

台湾の国民法官法では、被告人の選択によって事件が国民法官制度の対象から外れることはない（国民法官法6条1項³⁾）。それに対して、国民法官法第6条1項柱書には除外の申し立てができることが規定されている。弁護士や被害者や被害者の親族や検察官が除外の申し立てをすることができる。

これまでに除外の申し立ては12件あり、そのうち4件が認められた。4件のそれぞれの内容は以下の通りであった。

1件目は危険運転致死罪であった。この事件では被告人はやったことを認めていて自白しており、弁護士側検察側双方において国民法官制度を使用しないことについて合意ができた。それによって裁判官裁判となった。

2件目は傷害致死事件で被告人が5人いた。事件が複雑で証拠が非常に多く、国民法官裁判を行う、市民に非常に大きな負担がかかることが懸念されたため除外された。

3件目は危険運転致死罪の事件であった。この事件で被告人は自白していた。加えて、この事件については自首が成立するという事情があった。以上の情状が考慮され、国民法官制度を利用しない場合でも被害者が被害者参加人として参加する事は可能であったので国民法官制度の対象事件から除外することとされた。

4件目は傷害致死事件であった。この事件の被告人はインドネシア人で、否認していた。この事件は医療事件であった。医療関係の事件なので非常に複雑で専門的な内容を有しており、通訳人の手配が必要であった。しかし専門性が高い事件だったので、たとえ通訳を介して国民法官が裁判の内容を聞いたとしても充分理解できないことが懸念された。加えて、時間もかかることが懸念されたため国民法官制度の対象から除外された。

3) なお、被告人が起訴された事実につき有罪の陳述をし、裁判長が通常の公判手続を行う旨を告知し、かつ事件の状況により、国民が審理に加わらないことが適当であると認められるとき（国民法官法6条1項4号）は国民が審理に加わらないことが可能である。ただし、これも裁判所の決定により対象事件から外れるという規定であり、被告人の選択によって国民法官制度対象事件から外れるということではない。

なお、裁判官の職権による除外はこの聞き取りを行った時点まではなかった。

質問への回答

以下の記述は、こちらから司法院に対して、事前に提出した質問への回答である。以下の質問に回答するに当たり、司法院は台北市と新北市の裁判所の判事から質問の回答を得ていた。以下の回答は一部の裁判官の意見であって、台湾司法の全体を代表する意見ではない。なお、法心理学者の趙先生によると、この2カ所の裁判官の意見は、台湾の中における裁判官の意見としてはかなり代表性が高いと考えられるというご意見であった。

以下、各見出しは当方からの事前の質問内容の要約であり、それに続く文章は司法院関係者の回答（上記の二裁判官の意見を聞き取ったもの）を著者が要約したものである。

1. 国民法官制度施行以降、以下の人々に関連してどのような問題が生じたかについて

裁判長に関連する問題を尋ねたところ、証拠調べに関連する訴訟指揮の問題について回答があった。

公判前整理手続において被害者の遺体写真に関して取り調べをするかどうかの判断を保留して、公判において国民法官の意見を聞くという裁判所の判断があった。しかし、実際の公判期日において、検察官が、被害者の遺体写真を PowerPoint で公判審理中に見せたということがあった。これは、検察官が裁判所の決定を忘れていて、国民法官に意見を聞く前に写真を見せてしまったものである。

国民法官法46条では、裁判長は公判審理において口頭または書面の陳述が国民法官や予備国民法官に予断または偏見を生ぜしめないように注意し、いかなる場合においても必要な説明または解明をしなければならないという規定がある。そのため、もし公判審理中に刺激証拠が提示された場合に、それが予断や偏見が生じうるような場合、裁判長は即時にそれを判断の素材として使ってはならないと説明することになる。しかし、国民法官に対して一旦提示されてしまうと、たとえ裁判長が判断に使用しないように説示したとしても、実際には刺激証拠の印象をなかつたことにすることは難しい。その点からも問題になりうる事例であった。

このようなことがおきたのは、検察官が、従来の職権主義的な取り調べ方法に慣れてきたためと思われる。そのため、あらかじめ合意した証拠しか取調べてはいけないという、公判前整理手続及び 当事者主義的な刑事裁判手続のあり方を充分知らなかったことによるのではないかと思われる。

ほかに、公判中に証拠調べを終えていない証拠を論告に入れたという問題があった。この事件では、被告人の小学生のときの学習記録の取調べが行われた。弁護側は当初、被告人にとって不利な部分も含めて全ての学習記録の取調べを請求すると約束したが、実際の公判では弁護側は被告人に有利な部分の取調べのみを請求し、そのような取調べが公判で行われた。しかし、被告人にとって不利な部分の取調べが公判中にされなかったことに検察側が量刑弁論の手续に入る前に気づき、被告人の学習記録のうち被告人にとって不利な部分に関して追加の証拠調べを請求し、取調べられた。その結果、公判中に取調べがなされなかった証拠に基づいて量刑についての論告が行われることは避けられた。しかし、このような訴訟進行になったのは、検察官が当事者主義的な訴訟になれておらず、裁判官の手にある証拠全てに基づいて論告をすることに慣れていたことが原因と思われる。

国民法官に関連する問題

市民の問題として、公判中に質問をすることと意見を表明することを区別できないという問題がある。例えば、国民法官が被告人に対する質問の機会を求めて認められたが、その国民法官が質問の途中から被告に対して叱責をするということがあった。このような場合、裁判所は職権で質問を止めることができるが、あまり国民法官の質問を中断させると裁判に対する一般人の信用が得られなくなる可能性があるため、どのような方法で裁判官が介入するのが適切か、国民法官からの不信を招かず、かつ適切な訴訟の運用となるような方法を模索しているとのことであった。

このような事態への対策として、休廷の際に国民法官に対して裁判官がどのような質問をするのかあらかじめ聞くということが別の裁判では行われた。市民が公判中にどのような質問をするかに関して、裁判官が正しく導く必要があると考えられたからである。その際に裁判官は、裁判においては、事実についてのみ質問するべきであると市民に対して説明した。

まだ国民法官として仕事をした国民の人数が多くないのでアンケートはしていないが、インタビューはしている。インタビューの回答によると、国民法官になる前には裁判に参加することについて自信はなかったが、なった後の満足度は高かった。

国民法官経験者の意見として、刑事裁判では実に幅広い様々な事情をたくさん聞くということがわかったというもの、刑事裁判を行うには、様々なことを先入観なく知る必要があることがわかったというもの、自分の意見を裁判に反映できたら嬉しいというものなどがあった。

陪席の裁判官に関する問題、論告や弁論に関する問題、量刑に関する問題

国民法官制度対象事件以外のほとんどの刑事裁判は、従前同様に職権主義で裁判が行われている。職権主義による公判運営では、裁判官が持っている証拠に基づいていけば、必ずしも公判中に顕出されなかったとしてもそれに基づいて検察官が論告したり弁護人が弁論することが可能である。このような事情があるため、検察官や弁護士にとって、起訴状一本主義と当事者主義で運用される国民法官制度対象事件において、公判における証拠取調べと論告・弁論の対応がいまいちピンと来ていないところがある。

国民法官制度導入に関して裁判員制度を参考にした際に、同時に公判前整理手続も参考にし、類似の制度を導入した。公判前整理手続で大量に証拠を請求することを検察官が行っている。

検察官も弁護士も量刑についての枠組みの考えは乏しい。国民法官裁判以外の裁判は、当然のことながら量刑も裁判官が決めている。

そのため、国民法官制度による裁判では、検察官や弁護士の量刑事情に関する主張はおおむね総花的ともいえるが、検察側・弁護側共に、責任刑などの量刑理論に基づいて量刑に関する論告及び弁論を行っているものの、事件による違いがかなりあるという印象である。

一方、裁判官はもっぱら量刑相場によって量刑を決めていた。しかし、国民法官制度導入に際しての議論では、量刑について法律家や研究者など含めた議論が行われた。ただし、制度導入が決定されてから施行まで、1年しかなかったために、これらの議論が十分に行われた上で制度に取り入れられたとまでは言えない。

台湾において、量刑に関するシステムには3つある。量刑情報システム、量刑傾向システム、AI量刑検索システムである。

量刑情報システムは、日本における量刑検索システムと類似のデータベースである。量刑情報システムには、裁判官名、統計事情に関する情報が入力されている。国民法官制度実施後ある程度時間がたったら、国民法官制度対象事件専用の量刑検索システムを開発したいと考えている。

量刑傾向システムは、専門家の意見を集めたデータベースである。ここで言う専門家とは、裁判官、研究者、弁護士、検察官などである。彼らの意見の重み付けを行い評価して入力している。

AI量刑検索システムは、精神科が関連する犯罪、覚せい剤等の違法薬物の自己使用犯罪、銃器などを使用した犯罪に関して作成されている。これは、量刑傾向システムと似て

いる。量刑傾向システム等入力はこれまで人力で行われていたが、これらのデータベースの今後の更新が十分に見込めないので、AIによって更新していくことを考えてその方法を開発するために作られたものである。

2. 辞退率・罷免率、免除率とその理由について

これまで実施された国民法官制度対象事件で統計情報がある6件の事件において、選任手続のために裁判所に来た市民の人数の平均は1事件あたり72.4人である。選任手続の通知が到達した814人（6件合計）のうち435人（6件合計）が出席し、出席率は53.44%であった。選任手続は裁判員制度同様に非公開である。

理由を示さない不選任は1件平均5.67人である。この不選任は、検察官や弁護士からみて不公平な裁判すると思われた人が対象となっている。それ以外で選任されないのは、家族の介護や養育などがあり、家を空けられない人である。

3. 国民法官は、裁判の過程についての質問を行ったり裁判過程の調整を積極的に要求したかについて

a. 市民が意見を表明する過程を調整できるか裁判長に尋ねたかについて

市民から積極的にこのような順番で発言したいといった意見表明などは今のところなかった。発言の順番を裁判長が決める事は可能だが、国民法官が全て発言してから裁判官が発言するといった順番を守るなどして、発言しやすい雰囲気を保つように努めている。国民法官の中での発言順番は特に指定せず、発言の意欲がある人発言していくという状況になっている。

b. 国民法官から公判開廷中に休憩を求めることはあったか

これまではなかった。しかし、求める事は可能である。審理が長くなる場合は、1時間から1.5時間ごとに休憩することが審理計画に織り込まれている。

c. 国民法官の方から評決の方法の変更の要求などはあったか

評決方法の変更が求められる事はなかった。

d. 国民法官から着座位置の変更等を求められることはあったか

テーブルは円形のものを使っている。座る順番については、裁判官の間に国民法官が座ると言う形を表示の時、対話しやすい雰囲気を作るように努めている。この座り方について特に国民法官から申し出た事は今のところない。

e. 国民法官から、先に裁判官が意見を表明して欲しいと言われることはあったか

裁判官がはじめに説示を行い、評議においては国民法官が先に発言し、その後に裁判官

が意見を述べますという風に発言の順番について説明している。

4. 審理にかかる時間や休憩の頻度について

模擬裁判が多数回行われ、そのデータがあるので模擬裁判のデータと、6件の国民法官制度事件のデータについて回答する。

2020年10月1日から2021年9月30日までの間に55回の模擬裁判が行われた。この模擬裁判の評議においてかかった時間の平均は、評議部分が125.96分であり、量刑部分に関する評議は48.2分であった。

次に、2021年10月1日から2022年8月31日までの期間にも、55回の模擬裁判が行われた。この期間の模擬裁判の評議にかかった平均時間は157.49分、罪責の決定については、81.33分、量刑については63.45分であった。

模擬裁判の時に、休憩をどうとったかについてはデータがない。

国民法官制度の本番の事件の時間に関するデータは次の通りだった。評議には377.63分かかっており、模擬裁判の3倍の時間がかかっている。休憩は平均1.67回とられている。新北、桃園2つの地方裁判所では、5回休憩が取られ、他の地裁では休憩なしで評議が行われていた。

5. 国民法官制度本番での発言頻度は、模擬裁判と同じくらいであったかについて

国民法官の発言は本番の制度運営においても積極的であり、模擬裁判と同じ位発言がされている。制度運営前には、台湾人の気質等が問題にされることもあったが、実際の運用では、裁判官がどのように説明するかや訴訟指揮をどうするかが、発言頻度に対する影響が大きいと考えられる。人々の気質よりも運用に関する要因の方が大事である。

6. 国民法官から量刑について質問をされることはあったか、マスコミ報道はどのようなものかについて

量刑についての質問

量刑において考えに入れてもいい事情について、どのようなものがあるかということについて国民法官から聞かれることがあった。

新北市では、夫婦間で行われた殺人事件の審理があった。この事件では妻が夫を殺したのであるが、この時、国民法官から、被害者の平均余命は考慮すべきかどうかという質問があった。

検察官が論告で求刑した後に、仮釈放の状況について質問があった。その際の評議中に、仮釈放に関する法律の条文を裁判官と国民法官とで情報共有した。例えば12年が宣告された場合、6年で実際自由になるという例があることが示された。このような事情があ

るので、検察官は公判において12年でも重くないと主張することがある。

マスコミ報道について

台湾においては、インターネットニュースはとても人気がある。国民法官制度はマスコミが注目しているということもあって、国民法官が自分の事件に関して、どのような報道がなされたかを随時チェックしている。

審理が数日にわたる時は、家に帰った時、ニュースをチェックしている。あるいは休憩中にネットニュースをチェックしていることもある。

7. 国民法官が他の国民法官に対して自分の職業経歴を話したり、連絡先を公刊したりするかについて

国民法官が、公判中や評議中に自分の職業をアピールするなどの事例はない。

国民法官同士での連絡先の交換があったという事例はある。これは特に裁判所から説示や奨励をしているわけではなく、裁判所の前で、結審後に記念写真を撮ったりした場合には、あとで写真を送るということでLINEの交換をしている人がいるという感じである。これらの連絡先の交換は自発的に行われている。

追加の質問

以上が事前にされていた質問であるが、当日その場での追加質問が許されたため、追加での質問を行った。

国民法官制度において心理学がどの程度取り入れられているかについて

国民法官法施行細則244条第3項において、国民法官制度担当裁判官は、国民法官法、施行細則、施行細則注釈が1冊になった小冊子を携行している。施行細則の注釈に同調（conformity）や集団極化（group polarization）などの社会心理学用語が示され、社会心理学的に評議上注意すべき点が明白に書かれている。これは、立法者が日本に留学したことがあり、裁判員裁判に関連する日本語の文献も読んでおり、それらの文献で指摘があったからだと思われる。

なお、事後に著者が趙副教授から聞いたところでは、この施行細則を作るときの、趙先生のアドバイスもとりいれられたとのことである。

裁判を経験した国民法官の数がだんだん増えてきたら、日本が裁判員経験者に行っているような経験者グループによるディスカッションなどを行う用意はあるのかについて

国民法官経験者によるディスカッションを事後に行うかは現在検討中であるが、2023年

の11月から12月までに行われた事件について、2024年の1月頃に経験者によるディスカッションを行うことを想定している。

国民法官法施行直後に行われた公判数件で国民法官になった人についての記者会見は行った。しかし、もちろん、記者会見の場における発言は、裁判所や周りの人の意向を考慮した発言になる可能性がある。

国民法官がその役目を終えて、元の生活に戻り、しばらく生活して落ち着いてからまた交流会を開くことには意味がある。いちど落ち着いてから振り返る形で国民法官としての経験を話してもらえば、その場で本当の気持ちがより表れやすいと考えられる。

ホワイトボードやスクリーン等は評議室にあるのかについて

いずれも評議室に設置されている。スクリーンには公判中に証言した人がどんな発言をしたか、振り返るためのビデオを投影することが可能である。

評議における同調傾向について

同調傾向については、裁判長の行動次第よって、国民法官の同調行動を引き出すこともあればそうでないこともあると考える。大事なのは、国民法官の独立した考えが大事であることを説示などを通じてはっきり示すことだろう。

日本の裁判員制度を引き続き参考にすることについて

国民法官法の実施後も、日本の裁判員裁判を傍聴して参考にしている。2023年は、東京地裁やさいたま地裁などに行って裁判を傍聴した。2024年は関西地方に行って、裁判員裁判を傍聴するつもりである。

終わりに

このたびは司法院の重要な職務を担う方々が、真摯に質問に答えてくださった。事前にされていた質問に対する詳細な回答だけでなく、その場で出されたイレギュラーな質問にも快く、かつ真摯に答えて頂き、国民法官制度運用の状況と、それに対する考え方をよく学ぶことができた。

今回インタビューをして感じたのは、司法制度に対する市民の信頼を増すために台湾に最もあった制度を、先例や隣接諸科学の知見を積極的に取り入れて作っていかうという姿勢であった。

国民法官制度制定の前には、欧米の陪審制度や参審制度、日本の裁判員制度、韓国の国民参与裁判などの制度を調査して、文化的なものも考慮して、最終的に台湾の市民に最も

受け容れられやすいと考えて日本の裁判員制度を参考にした制度を創設するに至った。この点で、台湾と文化的な近さを感じることができた。

また同時に、特定の外国の制度を妄信することなく、自国に最適な制度を、十分な調査に基づいて自律的に選択する態度は非常に見習うべきものがあると感じられた。

広報・市民へのアピール

裁判所内には、国民法官制度をアピールする立て看板が立っていた。これは台湾各所に立って国民法官制度を知らせるのに役立っている。この看板ではやや年配の紳士がこちらに話しかけるような写真と、国民法官制度のスローガンが掲げられている。この紳士は台湾で著名な映画監督であった。

また、熊のようなマスコットキャラクターをつくり、国民法官制度のアピールに活用されていた。これは日本でいうゆるキャラといえるキャラクターであった。

日本でも裁判員制度導入当初は上戸彩さんがアピールのために起用されたほか、「裁判インコ」というキャラクターが作られて国民に対するアピールが盛んに行われた。同様の制度浸透のための努力が今、台湾でなされている。

台湾の国民法官制度の実施は緒についたばかりであるが、今後とも様々な研究を重ねつつ、司法に対する国民の信頼を確立する為に制度が定着していくことを祈念したい。

引用文献

- 司法院. (2021). 司法院の概要 (司法院簡介日文内文). 司法院. <https://www.judicial.gov.tw/tw/dl-52107-0e21afda5c1e4f34bb2181e04c79f36d.html>
- 吉見崇. (2014). 中華民国国民政府の五院制と司法行政部の帰属問題. アジア研究, 60 (1), 56-71. https://doi.org/10.11479/asianstudies.60.1_56
- 胡逸維. (2023). <翻訳> 中華民国(台湾)「国民法官法」. 阪大法学, 73 (2), 56-14.

謝辞

本聞き取りに対応して下さった司法院の職員の方々、及び聞き取りをアレンジして下さった国立台湾大学の趙儀珊先生、インタビューに同行して質問と会話内容を豊かにして下さった大阪大学の綿村英一郎先生に感謝します。

また、本聞き取りは、公益財団法人日本台湾交流協会の補助金の補助を得て実施されました。記して感謝します。

—2024.4.10受稿—